

○田辺市地域ケア会議設置要綱

制 定 平成17年5月1日 要綱

改 正 平成18年4月1日

改 正 平成25年4月1日

(設置)

第1条 本市における高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な推進を支援するため、田辺市地域ケア会議（以下「会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 会議は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 高齢者サービス総合調整推進のための企画及び立案を行うこと。
- (2) 地域型在宅介護支援センターの統括及び支援を行うこと。
- (3) 保健、福祉及び医療関係事業等についての情報交換を行うこと。
- (4) 介護保険指定事業者（居宅介護支援事業者を含む）に対する支援を行うこと。
- (5) 支援困難ケース等についての具体的な方策の検討等を行うこと。
- (6) その他本市における高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な推進を支援するために必要な事業を行うこと。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市職員等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 第2条の事業を遂行するためにケア会議は、おおむね月1回開催するものとする。

2 地域ケア会議において、必要と認めたときは地域ケア会議の構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び会議に出席した関係者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、田辺市地域包括支援センターにおいて処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 （平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。